

平成23年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

平成23年2月7日 開会

平成23年2月7日 閉会

浪江町議会

平成23年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（2月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
議案第1号から議案第3号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	4 2

浪江町告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年1月25日

浪江町長 馬 場 有

1 期 日 平成23年2月7日（月） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

- (1) 平成22年度浪江町一般会計補正予算(第5号)
- (2) 平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 工事請負契約の変更について(浪江町地域情報通信基盤整備工事)

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山 崎	博 文 君
3 番	山 本 幸一 郎 君		4 番	山 崎	博 文 君
5 番	若 月 芳 則 君		6 番	山 崎	博 文 君
7 番	渡 邊 文 星 君		8 番	山 崎	博 文 君
9 番	橋 爪 光 雄 君		10 番	山 崎	博 文 君
11 番	渡 部 貞 信 君		12 番	山 崎	博 文 君
13 番	佐 藤 文 子 君		14 番	山 崎	博 文 君
15 番	佐々木 恵 寿 君		16 番	山 崎	博 文 君
17 番	勝 山 一 美 君		18 番	山 崎	博 文 君
19 番	佐々木 英 夫 君		20 番	山 崎	博 文 君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成23年第1回浪江町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成23年2月7日(月曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第1号 平成22年度浪江町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 4 | 議案第2号 平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 5 | 議案第3号 工事請負契約の変更について(浪江町地域情報通信基盤整備工事) |

出席議員（19名）

1番	愛澤	格	君	2番	山崎	博文	君
3番	山本	幸一郎	君	4番	吉田	数博	君
5番	若月	芳則	君	6番	横山	精一	君
7番	渡邊	文星	君	8番	泉田	重章	君
9番	橋爪	光雄	君	10番	田尻	良作	君
11番	渡部	貞信	君	12番	鈴木	辰行	君
13番	佐藤	文子	君	14番	紺野	榮重	君
15番	佐々木	恵寿	君	17番	勝山	一美	君
18番	三瓶	宝次	君	19番	佐々木	英夫	君
20番	馬場	績	君				

欠席議員（1名）

16番 小黒敬三君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	上野晋平君
教育長	畠山熙一郎君	総務課長	根岸弘正君
企画調整課長	谷田謙一君	産業振興課長	高倉敏勝君
建設課長	原芳美君	津島支所長	紺野則夫君
教育総務課長	屋中茂夫君	生涯学習課長	島田龍郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	書記	美佐江
書記	鈴木清水		

○議長（吉田数博君） 開会に先立ちまして先日不慮の事故で逝去されました前津島支所長、門馬勇次氏に対し黙祷を捧げたいと思います。ご起立ください。黙祷。

[全員起立、黙祷]

○議長（吉田数博君） 終わります。お直りください。ありがとうございます。ありがとうございました。

なお、副町長より発言を求められておりますのでこれを許します。副町長。

○副町長（上野晋平君） 先ほど黙祷がございました門馬勇次前津島支所長兼津島診療所事務長の後任に、健康保険課主幹兼課長補佐の紺野則夫があたることになりましたのでお知らせをいたします。よろしく申し上げます。

○津島支所長（紺野則夫君） 紺野でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） なお、議会事務局についても吉田次長が病気療養中のため、本日、瀧美佐江氏を書記として併任をしておりますのでお知らせをいたします。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

なお、16番、小黒敬三君から欠席届が提出されております。

(午前9時00分)

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において17番、勝山一美君、18番、三瓶宝次君、19番、佐々木英夫君を指

名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

お諮りをいたします。日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号までを一括議題といたします。

◎議案第1号から議案第3号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第1号 平成22年度浪江町一般会計補正予算(第5号)、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第1号 平成22年度浪江町一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

本案は、国の円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策により創設された、きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金の交付額及び事業内容が確定したことなどにより、歳入歳出それぞれ5,625万7,000円を補正増するものであります。

歳入の主なものは、きめ細かな交付金4,651万9,000円。住民生活に光を注ぐ交付金933万8,000円の増額などであります。

歳出の主なものは、地域スポーツセンター外構工事4,300万円。公共サイン設置工事900万円の増額などであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開き願いたいと思っております。歳入でありますけれども、

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5の総務費国庫補助金であります。節1で地域活性化交付金ということでもあります。この地域活性化交付金につきましては、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策におきまして、地域活性化交付金の創設が盛り込まれていることを踏まえまして、平成22年度補正予算において地方公共団体が地域の実情に応じ、地域の目線に立ったきめ細かな事業等に活用できる交付金を創設するというにより創設されたものでございます。

まず、節1のきめ細かな交付金でありますけれども、これは観光地における電線の地中化等、あるいは地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるよう支援を行う交付金ということでございます。このきめ細かな交付金、今回の補正額が4,651万9,000円でございます。これは4事業に充当しております。

次に、節2の同じく地域活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金であります。この交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分にあてられなかった分野として、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、市の地域づくりに対する地方の取り組みを支援をする交付金でございます。この交付金が933万8,000円でございます。今回3事業のほうに充当しております。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、款2の総務費、項1の総務管理費、目6の企画費であります。今回の補正額が1,000万円でございます。内訳としまして、委託料が100万円。15工事請負費が900万円でございます。これは公共サイン設置工事ということで、これは公共施設案内標識等の設置をするものでございます。これはきめ細かな交付金を充当してございます。

次に、目7の情報管理費でございます。今回補正額が193万円の減額でございます。13の委託料94万円の補正増。14の使用料及び賃借料で287万円補正減でございます。大きなものが通信線添架料300万円の減でございます添架本数の確定によるものでございます。

次に、款5の労働費、項1労働諸費、目2の労働諸費、補正額が346万5,000円でございます。内訳が委託料で31万5,000円、15の工事請負費で315万円。これはいこいの村なみえ修繕工事ということで自動ドアの修繕、また浄化槽の修繕ということでもあります。委託料につきましては、それに伴う委託料でございます。これもきめ細かな交付金を充当した事業でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目4のマリンパークなみえ管理費。今回補正額が325万5,000円でございます。13の委託料31万

5,000円の補正増。15の工事請負費294万円の補正増であります。これは、マリパークなみえ修繕工事ということで屋外トイレの改修、また浄化槽の修繕工事でございます。これにつきましても、きめ細かな交付金を充当してございます。

次に、款8の土木費、項2の道路橋梁費、目2道路維持費で150万円の補正増であります。委託料150万円。除雪費、除雪の委託料でございます。補正後の除雪委託料が554万5,000円となります。

次、款10の教育費、項2の小学校費、目2の教育振興費であります。180万円の補正増であります。18の備品購入費ということで180万円の補正増。義務教育教材費。これは学校図書の充実のための備品購入費でございます。光を注ぐ交付金を充当してございます。次に、10ページになります。同じく教育費の項3の中学校費、目2の教育振興費120万円の補正増であります。備品購入費で120万円の補正増。これも小学校と同じように学校図書の購入費でございます。光を注ぐ交付金を充当してございます。次に、項5の社会教育費、目2の中央公民館費で400万円の補正増でございます。13の委託料で50万円。15の工事請負費で350万円の補正増。これは請戸分館の改修工事ということで屋根の補修等の工事でございます。これも光を注ぐ交付金の充当をしてございます。次に目7の図書館費、今回補正額が300万円でございます。18備品購入費300万円ということで、これも図書館の図書の購入費でございます。光を注ぐ交付金を充当してございます。次に項6の保健体育費、目6の地域スポーツセンター建設事業費4,300万円の補正増であります。15の工事請負費で地域スポーツセンター外構工事ということで、駐車場の舗装、側溝整備を予定しているところでございます。きめ細かな交付金を充当してございます。

次、4ページをお開き願いたいと思います。第2表の繰越明許費ということで、款2総務費の中の公共サイン整備事業1,000万円、以下小学校、中学校の学校図書整備事業、小学校で180万円、中学校で120万円。また公民館の分館整備事業で400万円、図書館の図書整備事業で300万円、地域スポーツ建設事業4,300万円を繰越明許費ということで設定しております。年度内に事業が完了しないということでの繰越明許費の設定ということでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第2号 平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第2号 平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、急速に拡大するインフルエンザ等の感染予防対策として診療所出入り口の改修工事等を行うため、歳入歳出それぞれ338万1,000円を補正増するものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金338万1,000円の増額であります。

歳出の主なものは、診療所出入り口改修工事39万2,000円の増額等であります。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の変更について（浪江町地域情報通信基盤整備工事）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第3号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、浪江町地域情報通信基盤整備工事について、工事内容の精査の結果、工事請負契約の変更を行うものであります。

変更の概要は、地上デジタル放送再送信への加入取り消し申し出に伴う数量減。光ファイバーケーブルの敷設ルート見直しに伴う数量減、及び光ファイバーケーブルの接続施工箇所と交通誘導員の実績数が増となるものであります。

変更金額は、請負金額5億2,472万7,000円に対しまして、52万7,100円の増額で、変更後の請負金額は5億2,525万4,100円となるものであります。

詳細については、企画調整課長より説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 議案第3号 工事請負契約の変更について、計画変更理由書により説明をいたします。

変更理由でございますが、光ファイバーによる地上デジタル受信障害対策対象件数について、第1回変更計画で378件となりましたが、本人からの辞退により最終的に加入件数が376件となり、V-OONUへの数量を減し、それに伴い地デジ用光ファイバーの敷設延長を数量減するもの。光ファイバーケーブル幹線敷設ルートの見直しにより、幹線ケーブルの数量が減となること。光ファイバーケーブルの単芯融着接続について、施工実績により接続箇所数が増えたこと。さらに降雪時の安全確保のため交通誘導員を増やすものでございます。

変更内容でございますが、V－ONU装置378台を376台に2台減。光ファイバーケーブル幹線でございますが18万8,383メートルを18万7,281メートルに1,102メートル減。光ファイバーケーブル地デジ用でございますが6万5,424メートルを6万4,991メートルに433メートル減。接続用クロージャー775個を763個に12個減。光ファイバー単芯融着接続1,179カ所を1,352カ所に173カ所増。交通誘導員930人を960人に30人増とするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由並びに議案の説明が終わりました。質疑については、各常任委員会の審査後に行います。

○議長（吉田数博君） ここで、常任委員会審査のために10時30分まで休憩といたします。この間、各常任委員会は上程された議案について審査をお願いいたします。総務常任委員会は、第1委員会室。産業建設常任委員会は、第2委員会室。文教厚生常任委員会は、第3委員会室において直ちに委員会を開催してください。また、各関係課長につきましては、各常任委員会への出席をよろしくお願いたします。

（午前 9時15分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時30分）

○議長（吉田数博君） ここで、文教厚生常任委員会がまだ審査未了でございしますので、11時まで休憩といたします。

（午前10時30分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（吉田数博君） これより日程第3、議案第1号 平成22年度浪江町一般会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 一般会計予算（第5号）について質問をいたします。

まず今回の補正予算の財源は地域活性化交付金、合わせて約5,700万円の財源であります。実は所管の文教厚生常任委員会で

は、教育委員会の関連補正で、住民生活に光を注ぐ交付金の概要についての資料配付があつて説明がありました。そこで、節1のきめ細かな交付金についての活用対象も含めた資料ありましたら配付していただきたいというのが第1点であります。本来ならば委員会審査のときに、当然のことながらこういう資料も配付して補正審議にあたるべきではないかというふうに思います。いずれにしても本会議になりましたから本会議で配付いただきたい。

それに関連してであります。今回のこの財源に基づく歳出計画の大きなものは、款10教育費の地域スポーツセンター建設事業で、4,300万円ほどの補正計上であります。一般財源から約1,100万円の計上がありますけれども、いわゆる総額でいうと、ここの部分にだけ大きく予算が張り付いていると。果たしてこれできめ細かな交付金、先ほど課長が言われた円高、デフレ対策、緊急経済対策、緊急生活支援も入ってくるわけでありましたが、地域に活力を与える財源の活用になっているのかどうかということが私は問われるというふうに思うんです。したがって、交付金の活用概要について資料で配付してくれというふうに言ったわけでありましたが。いずれにしても、今回の地域活性化交付金、地域スポーツセンターの外構工事は、この事業完成との関係で必要ではあったにしても、政府が各町村に交付したその目的から言えば、もっと別な活用を検討すべきではなかったかというふうに思います。その検討をどうなされたのかお尋ねしておきます。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まずきめ細かな交付金の活用対象の資料ということでございますけれども、これ各課のほうでの資料ということで総務課としては特につくってはございません。ただ事業名と交付額のみでございます。

あと財源の充当ということでございますけれども、町ではいろいろな事業の実施計画というものを作成しております。その中で来年度、23年度予算に反映させたほうがいいもの、あるいは早急に今回の補正で対応したほうがいいものということで検討いたしまして、その中で、きめ細かな交付金につきましてはこの4事業ということで決定されたわけであります。

したがいまして、きめ細かな交付金、財源的にももう少し来るのかなというふうな考えを持っておりました。昨年ですと8,500万円ほど来ましたんで、もうちょっと来るのではないかということで期待感を持っておったわけですがけれども、今年度4,600万円ということで、大分昨年と比較しますと減額になってきております。その中

で4,600万円の活用について、先ほど申しましたように実施計画あるいは予算協議のあったものの中から選定をしたということであり
ます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今回の交付金に関する資料は各課対応ということで、総務課としてはその資料を準備していないということですが、準備してないことを聞いたんでないですよ。この補正予算を審査するにあたってその資料を配付してくださいと。配付した上で改めて説明をしてくださいと。交付金の活用計画についても、我々議員はいろんな角度から審査をし、場合によっては提案することもできるわけですから。それを求めたわけですよ。ありませんということでは、これははっきり言うと議会軽視ですよ。準備してください。議長、こんなことで議会の審査は終わるわけにいかない。2回目の質問を保留しておきます。2回目の質問も、再質問も次の段階に踏み込むことができませんので提出をさせてください。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前11時08分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前11時15分）

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前11時15分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前11時15分）

○議長（吉田数博君） 20番、質疑を続けてください。
20番。

○20番（馬場 績君） 裏表で説明資料の配付がありました。この資料にもあるように、例えば資料6の2の説明で言えば、緊急総合経済対策ということで地域活性化のために活用するということでもあります。いま一つは社会資本の整備ということでもあります。そういう点から言って、この交付金の目的に沿って地域スポーツセンター外構工事の財源に充当するというのが町長の考えとして提案されたわけでもありますけれども、例えばこの補正予算を見ても、今の問題とい

うのは地域スポーツセンターに総額4,300万円ということですから、交付金のいくらになりますかねこれね、総額で言うと。4,600万円のうち4,300万円。一般財源充当があるとはえ、90%以上の充当であります。

また8ページには、企画費として公共サイン設置工事900万円計上されております。先ほどの提案説明では、施設案内板をつくるという計画です。果たして住民目線からすれば、こういう予算の提案というのは適正な提案なのかどうかということを私は率直に言って疑問であります。

例えば、緊急雇用の問題であります。緊急雇用は緊急雇用対策として別途予算も確保してあると。あるいは鋭意執行中だという答弁があるかもしれません。今、地域の人々は仕事がない、働く場所がない。仕事を求めています。ここには雇用ということは、活用方法としては表現されていないけれども、生活目線に立った活用ということであれば、そのことについても補正予算を考えるべきではなかったのか。あるいは今回、除雪費で150万円追加補正がありますけれども、今年の1月は、ことのほか寒いために積雪量は少なくても、道路の凍結は実際、山間部に住んだ人でなければわかりません。除雪の路線契約に沿って、除雪時間は遅れたにしても一定の除雪は行われました。しかし路面凍結が極めて深刻であります。交通事故も起きております。国道ではありますけれどもスリップ事故による死亡事故も発生していると。そういう状況の中で、地域に合致した、地域目線に立った、生活目線に立った補正予算ということであれば、町道路線のきめ細かな融雪剤の配布、これだって必要ではなかったか。やっております。それから建築関係に働いている人、はっきり言うと大工さんだけでも、仕事がない。これは過般の一般質問でも、住宅リフォームについて検討すべきではないかという提案もしました。副町長は、検討するという答弁はありましたけれども、この補正も含めてまだ具体化はしてありません。

これはやっぱり緊急経済対策として交付されたわけだから、新たな事業創出、少なくとも公共施設の看板をつくるために900万円を投ずるよりは、町民の暮らしを応援する、町内の経済を応援する、こういう角度に立った予算の活用だって十分考えられたはずだ。あるいは12月議会で、5番若月議員も現場を踏まえて質問されましたけれども、かつてない米価暴落で2億5,000万円を越す米価だけの減収もあるということからすれば、この交付金を活用した農業支援のための予算の張り付けでもできたはずだ。公共施設の看板、それはあつたに越したことはありませんよ。しかし緊急経済対策として

交付された、もっとラフな言い方をすれば、市町村の自由裁量でこれが活用できるという交付金であるならば、これまでの一般質問や議案審議の中で、あるいは町民から出された要望に添った、それこそ緊急予算を組むべきではなかったのか。

したがってどういう検討したのか、こういう質問を冒頭にやったわけです。そのことについては答弁はありませんでしたけれども。事務方でも十分検討できることではありますけれども、町長として今回の補正、総額5,600万円でありますけれども、そのうち4,300万円が繰越明許になっております。交付金の活用のあり方、地域目線、住民目線に立った補正予算の計上について、今私が提案したことも踏まえてどのように考えているか。あるいは今回、提案はされなかったけれども、その立場で補正も含めてどういう緊急経済対策を考えているのか。私は、町長は生活に迷う町民を励ます意味からも、ぜひ今回の補正予算計上との関係で、町長の考えを明確に示していただきたい。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 今般の緊急総合経済対策については、20番議員がお質しのとおりだというふうに考えておりますけれども。ただ、閣議決定がこの資料にありますように10月8日決定をいたしまして、私どもにその具体的な計画案を出していただきたいというのが、だいぶ日が迫ってから通知がまいりました。そういう中で、各課検討した結果が、今回の補正予算になったということだと思います。

特に、今回の地域スポーツセンターの外構工事についての4,300万円。これはやはり公共事業は、議員ご存じのとおり大分減ってきております。そういう中で雇用の促進も公共事業というのは果たされるというふうに考えております。そういう意味でも、ひとつ地域の活性化につながればということで、やらなければならない課題でもありましたので、そういうことでその計画書を県のほうに出して、県のほうから内閣府のほうに申請をして、それが了解ができたということだというふうに思います。

それから今、町民目線に立った中でのやっぱり緊急経済対策も必要だろうということは、まったくそのとおりでありまして、今後とも県の雇用促進の基金を利用しながら、そういう形のものに予算化をしながら新たな雇用、そして今困っておる方々の雇用の場をつくってまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 一般論としての答弁でしかありませんでしたの

で、再度質問いたします。

緊急雇用の問題で、今回発注する公共事業も雇用創出につながるということではありますが、もっと身近なところでの緊急雇用、今後考えていくのかどうか。あるいは2月に入って相当凍結はゆるみましたけれども、津島の幹線道路から中に入った部分の路面凍結は非常に深刻であります。そういう生活道路の安全確保のための冬期間の対策、緊急対策。

それから仕事がない。特に建設関係。住宅リフォーム等、新たな仕事おこしのための政策展開をどうなさる。あるいは米価下落も含めた猛暑、あるいは米価下落による農家の減収対策に対する緊急支援をどうするのか。今回の場合は、もう満額これ補正計上されたわけですから、それに代わり得る緊急経済政策支援のための施策展開をどのように考えているのか、どう取り組むのか。この補正との関係でお答えいただきたい。再度答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 緊急雇用、それから生活路線の安全安心の道路の関係。これはもちろん現在、大変厳しい自然状況になっておりますので融雪剤等の対処をしながら路面凍結について対処してまいりたいとこのように考えております。

さらには、緊急雇用につきましては、先ほど答弁いたしましたように、平成23年度の一つの重点事業として、「活力のある潤いのあるまちづくり」ということで、いわゆる雇用の促進を図ってまいりたいということで、予算付けを今財政と協議をしておるところであります。

さらにもう1点は住宅リフォームの件。これも浪江町商工会のほうから、地域の経済対策というような関係で要請書をいただいております。それを精査して、今、担当の課と協議をして、財政との協議も必要でありますので、今協議をしておる最中であります。

以上であります。

[何事か呼ぶ者あり]

○町長（馬場 有君） 農業関係につきましても、やはり大変厳しい状況でありますので、県とJAが連携をしながら補償していくと。戸別所得補償にプラスアルファというような形で今考えておるということでもありますので、町といたしましてもその点について考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

3番。

○3番（山本幸一郎君） ページ10の地域スポーツセンター建設事業費の概要説明を先ほど所管で受けたのですが、質問できなかつたので、この場をお借りしてご質問したいと思ひます。地域スポーツセンター外構工事の基本計画案を先ほどいただいたのですが、場内進入路整備で六福線。もう1つは土場の踏切の2カ所に入口を設置するというようなお話を聞きましたが、以前、建設前には土場の踏切の整備はかなり建設以前から交通事故が多いということで、私は土場の踏切側には出入り口はできないのであらうと思ひておりました。間もなく体育館もできあがってくるかと思ひますが、なぜここになって土場の踏切側にも入口等ができるようなことになったのか、始めに質問したいと思ひます。

また、ここの側の出入り口にあたっては、今現在は建設中は警備員等が立って朝晩いると思ひます。交通量の調査等もしたのかどうかも重ねてお聞きいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） まず、町道南宮ノ上内田線と町道上柳2号線の2カ所の出入り口のことについてご答弁申し上げます。議員お質しのとおり町道上柳2号線につきましては、地域スポーツセンターの西側になりますけれども、出入り口を考えております。交通に関しましては、できうる限り今の通称土場の踏切に関しましては、アクセスの案内に関しては、なるべくそこを通らないようなご案内を考えております。出入り口につきましては、2カ所を設けているということは、1カ所になりますと出入り口等の渋滞等も勘案されるということで、今回は2カ所の計画を考えております。

あともう1点、交通量につきましては調査はしておりません。ただ、現在子供達の通学時間等につきましては、交通安全の観点から交通整理員を一応立たせている状況にあります。

以上です。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） そこでもう一度お伺ひいたします。

この町道上柳2号線、土場の踏切側の入口ですが、この土場の踏切の増設もしくは拡幅、こちらも考えた上での出入り口設置なのか。

あとは通学時もしくは普通の日といいますか、その日も体育館というのはたくさん使われるかと思ひます。これラップするときにあたっては、朝しか交通誘導員等は立たないかと思ひうんですが、ここはなるべく出入りしないようにしましよととか、もし事故が起きたらというようなお話で物事を言ってもらっては、大変納得いくお話ではないと思ひます。始めから事故が起こるような場所に出入り

口をつくって、できたから、いやここは閉鎖しましょうなどという
ようなのが行政の判断かと思われると、まさしく納得いかない答弁
であります。なぜ土場の踏切の解消もしないうちにこの出入り口
がなるのか、もう一度、またこの土場の踏切は何年か越しには広く
なる予想、予定があるかどうかもお聞きいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、通称土場の踏切につきましては、拡幅に関しましては前に
町長がご答弁しているように、長期的な計画で進めていきたいとい
うことで考えております。現在お質しの出入り口につきましては、
今の状況下におかれましての出入り口というふうに計画をしてお
ります。私が答弁したように、1カ所の出入り口になりますと集中的
な交通渋滞等も心配されるので、2カ所の出入り口という形で考え
ております。交通安全につきましては、十分配慮する考えでおりま
すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 3回目なので、最後の質問をくどいよう
ですがもう一度させていただきます。

土場の踏切の計画は長期的にで、この体育館の入口は長期的に
ではなく、直ちに入口を付けなくていけないんでしょうか。その辺の
回答が私には納得いきません。もし長期的にその後土場の踏切が
拡幅されたならば交通事故等もたぶん減るかとは思ひますんで、
そのときにもう一度入口を増設するなりの考えはないんでしょうか。
人の意見も聞かずに、今日できました。2カ所じゃないと交通事故
にあう、渋滞になります。そのような話ばかりでは納得いきません。
もう一度検討していただきたいと思ひます。町長、その辺はどう
思ひますか。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生涯学習課長。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

(午前11時36分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前11時39分)

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 3番議員のお質しにお答えいたします。今の基本計画の中で、町道上柳2号線の2カ所とするというような基本計画があるということでありまして、今議員お質しのとおりということであれば精査をして、どういうふうな計画にするか、まだ設計協議の中の状況でしょうから、その辺ちょっと精査してみたいとこのように考えます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 今の件ですが、ちょっと気になった件があるんで、例の土場の改修工事といいますか拡幅といいますか安全対策については、町長は以前第2期第3期工事でやっていくということで、いつの間にか生涯学習課長は長期と、長期にとらえていくんだと。これはちょっとまったく以前の答弁のすれ違いというか、後退というか問題があるので、ここはきちんと明確にしていきたいと思います。

それでは、20番議員と大体内容は一緒なんです。ただちょっと理解が私できないものですから、まだ同じような質問になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。というのは、今まで外構工事については一般財源約6,000万円程度でやるんだという終始一貫した答弁があったと私は理解していますし、そのとおりだと思います。でも、今回はなぜか地域活性化交付金のきめ細かな交付金で出すという約3,200万円を出すということになりました。あれっとならば私はこの提案を思いました。なぜこの対象事業になったのか。きめ細かな交付金の対象事業になったのか。その経緯とこの理由をお示しください。今まで言ってきたこととは、まったく違う予算の提案、補正予算とは言えども提案になってるわけですから、その点について明確な理由と経緯をお示しいただきたいと思います。

またこれもなぜこの問題一般財源という中ということの問題にするかということ、きめ細かな交付金については、町民の要望は結構いろいろな要望はあると思います。いろんなインフラ整備も含めてやってほしい。その町民の要望事項はどのぐらい今現在あって、もしこのきめ細かな地域活性化交付金の対象となる事項は、その中のななぼに絞られるのか。いくらになるのか。そしてその優先順位はどのようになっているのか。これもお示ししていただきたいと思います。その中で、このような政策決定がなされたのであれば、ある程度そういうことかなと。ある程度行政の政策決定のあり方が見える。しかし、今回の場合はまったく違う。言ってきたことと、実際今やっていることの予算の張りつけ方が、まったく私は理解できないので、今言った点も明確にしていきたいと思います。

今回のように重点的な事業、これはやらざるを得ないというのはそれはあると思いますけども、これをやることによって他の今言った一般の住民が求めている事業ができないのであれば、ここにしわ寄せがあるのであれば、本当に住民本位の事業決定、政策決定をしているのかどうかということが見えてこない。したがって、やはり交付金と言えどもその交付金の目的に沿った、住民にとっては調和と均衡ある政策決定が私は求められていると思います。

今回、20番議員も何回も指摘しましたが、約90%近い金が体育館を含めた教育費に予算配分が行われたということになれば私は到底理解できないので、そこも明快にもう一度お示ししていただきたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まずスポーツセンター建設事業への交付金充当ということでありますけども、20番議員にお答えしたとおり、この事業選定にあたりましては、実施計画の中からというふうなことで選定をしております。その中で、計画の中でも来年度事業としても実現されていたというようなことで、今回交付金の額が示されましたので、その中からこの4事業というものを選定して交付金を充当したというものでございます。

対象事業ということでございますけれども、今年の1月の半ばに行政区長さんとの意見交換等も行いました。その中で、いろんな行政需要といいますか要望が出ております。その中には、かなりそれなりに該当するような事業もあったでありましようけれども、なかなかそれを予算化であるとか、計画まで持っていけないということで、とりあえず実施計画にあるものからということで考えたわけがあります。

また交付金と一般財源との関係になろうかと思っておりますけれども、地域スポーツセンター、来年度一般財源で予定していたということでありまして、本年度予定することにおいて、この来年度の一般財源というものはよその事業に充当できるというような考えで、こういう財源の充当をしたわけでありまして。優先順位ということでありまして、先ほどから申しているように実施計画の中からということで、すぐに事業に入れるというような事業を優先したということでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） まだちょっと理解できない部分があるんですね。

だからなぜこのこれ緊急雇用対策というか緊急対策の事業の交付金の流れがあるわけですね。現実の流れとしては。先ほど町長答弁されましたけど、この事業やることについて雇用対策も一部あるんだという答弁もありました。しかし私は、まったく違うという理解をしているんです。今我々は何を求める。住民が何を求めているかという話なんですよ。住民が求めていることをまずやって、このきめ細かな対策交付金については。それで計画どおりやれば何も問題ないと思います。どうしてもやりたかったら一般財源でやればいい。さらに注ぎ込めばいいわけでしょう。得意の財政調整基金あるわけだから。どうしてもやりたかったら。どうもこの摩訶不思議なやり方が私は理解できない。だったら一般財源の財源として、外構工事6,000万円ということやるなんか言わなきゃいいんですよ。その件、全然触れてないじゃないですか。なんでそれと変わったんですかと。方針転換。この今言っている3,200万円のお金があれば、きめ細かな緊急対策としてのお金を、住民の要望に応えることができるんですよ。それをこういうことに持ってくるから。どうしても、これやらなきゃいかん、重要なことでやらなきゃいかん。であれば今言ったように、財政調整基金から持ってくればいいだけの話。そのぐらいの決断すればいいだけの話です。なぜこうなったのか、全然その説明じゃ私は理解できないんです。どうしても。だからその政策決定のあり方、町のね。政策決定のあり方がちょっと見えない。地域活性化交付金の政策決定、行政側としての政策決定がどうも見えない。

こういう交付金きた場合には、じゃあわかりやすく聞きます。どういうプロセス形成で決めていったのか、この4点の事業に絞ったと言いましたけど。じゃあ、交付金が出ました。じゃあどういう項目、先ほど言った項目が何十項目も何千件あるのか、何億円あるかわかりませんよ。金額に直せば。事業別に。それがきちんと集めた上できちんとやったのかどうか。その辺は、行政側としてのそのプロセスはどのようになっているのか明確にしてください。

これも先ほど言ったように今いくら要望あるんですかと。事業ね。私が聞いたのは、要するに町に今この交付金の地域活性化交付金を、もしやろうとした場合の事業項目は何項目あって、何百かわかりませんが、それがどういう形で今決まったのかということそのプロセスをそれを明快にしてくださいと言っているわけです。事業数の数も言ってないですよ。一番最初に聞いたんですけど、第1回目の質問のときにね。それはどうなってんのか教えてください。住民からの要望は全体としてなんぼ。その中で、今回やれる事業はなん

ぼと。金額もわかれば。そして最終的にどういうふうに決定していったのかということは明確に答弁していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 実施計画、これ要望といいますか町で持っております。その要望をもとにした実施計画というもの持っておりますけれども、その件数いくらあるかということにつきましては、今ちょっと数持ってませんので、相当あるということであります。

その中で、今回実施計画の中で、その中で来年度、少なくとも来年度あたり予定してある事業、あるいは緊急性のある事業について各課から要望が出ておりましたので、それらをもとに今この交付金事業について検討したわけでありまして。その中で最終的にこの4事業に充当しようということで、これは来年度の予算も含めて決定したということでございます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 聞いてもまだわかんない。だからなぜ交付金で、この事業ですね。スポーツセンターの外構工事は、なぜ交付金でやらざるを得ないのかというのがまったく理解できないことなんです。最初から交付金でやるというベースの話でずっと進んできた話だったら、何もああそうかという納得性があります。形成プロセスもわかりますよ。それがまったく違う形で進んだから、今私が言っているわけですよ。なんで一般財源を財源として外構工事をやるって言ったんですか。そこが問題なんです。言えればいいっていうんではなくて、やはり最初からそういう計画を持ってこういう形にするんだということを提示しているわけだから。その提示が変わった場合には変わった根拠なり、なぜ以前はそういう話をしたのか。以前はそういう話だったけど今はこういう提案になりましたと。形成プロセスが大事なんです。突然と変えるって、行政の勝手に変えるという話じゃないんですよ。財源だから、何でも自由に出したり引いたりできるんだという形ではないと思いますよ。やはり議会という立場でそういう約束した以上は、きっちりと約束したことの変更が、あればそれを明快に答弁すべき、変更は変更として、しっかり答弁すべきだと思いますよ。

この点と、もう1点は一番最初言ったけど答弁がないんですが、長期と2期、3期工事の土場の件です。これは全然答弁ないですね。なぜかしら。どういうふうにして、なぜ生涯学習課長は長期と言ったのか。以前は、間違いなくあそこは問題ある箇所だから2期、3期工事でやっていきますという答弁があったのに平気で担当課長は

違う答弁しちゃう。これでは何を信じていいのかわかりませんよ。期間を明示しろとは言わないけど2期、3期と言いましたら、1期というのは、普通は終わった、今やっているところが1期完了ですよ。外構工事も含めた建屋も含めたのが終了すれば1期ですよ。2期、3期というのは、その周辺インフラ整備の話だったはずですよ。それが長期なんて、いつの間にか長期といたら何年ですか。皆さんの考えている長期というのは。そういう話じゃないでしょ。やっぱり2期工事、3期工事といたら、それなりの期間があって安全対策の話だからやるっていう話でしょう。それさえも答弁漏れになっているようでは非常に問題である。したがって、それも明快に答弁していただきたい。

以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） スポーツセンターの財源の問題でありますけれども、以前一般財源でやるということで答弁しておりました。ただ、今回のきめ細かな交付金ということが入ってきたというようなことで、前倒ししてこの交付金を使って、繰越明許になりますけれども平成22年度の予算でやろうではないかというようなことで、その中の財源に充当したということであります。

ただ、この交付金と言いますのは、国庫補助金と違って箇所付けでの、ここに充当しなさいというようなことでなかったということから、今回地域スポーツセンターのほうに充当したということであります。

ここでの充当しました交付金の額、相当額につきましては来年度の当初予算におきまして一般財源がそれだけ浮くといえますか、よそに使えるというような考えをもっての充当ということであります。

私からは以上であります。

○議長（吉田数博君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうで長期的という発言をいたしましたけれども、中長期的に、ご訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

19番。

○19番（佐々木英夫君） 総務委員の委員会のほうには、地域スポーツセンター外構工事基本計画、これを配付していないんですよね。これを各委員に配付していただけるかどうか1つ。

それからもう1つ。駐車場の件で、これを見ますと200台スムー

ズに出入りできるようにということですが、あの入口のところ信号機かなんかないと、これ必ず事故になりかねないという解釈をいたします。ましてや、図書館のほうからも出てくるのもありますから、一緒に信号が1つで対応できればいいのですが、その辺なんかは公安委員会と話し合ってみたこと、経緯があるかどうか。おそらくあの踏切からちょっと来たところに信号が1つありますので、近くでだめだという案が出てくるかと思いますが、そのような話し合いをしたかどうか。いずれにしても危険を排除するためには、一気に体育館のほうから出てきますから、なんか催し物があったときなどはね。中にはうまいドライバーばかりはいませんので、必ず事故が起きてくる可能性が予想されますということから、もうちょっと突っ込んだ考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 今のご質問にお答えいたします。

町道南宮ノ上内田線、通称六福線の出入り口だと思います。これにつきましては、現在建設工事をしております出入り口よりも、東側のほうに出入り口を現在考えて計画しております。その理由としては、近くにありますが稲穂という食堂がございまして、今の出入り口だと、若干西側から来る車の状態が見えにくいということから、計画としては現在の出入り口よりも東側を考えております。

交通に関しましては、大きなイベント等につきましては、交通整理員の配置等も考えながら、交通安全の部分で十分気を付けていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 19番。先ほどの資料請求はのちほどよろしいですか。今すぐですか。

○19番（佐々木英夫君） できればあったほうが良いと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 0時00分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 0時01分）

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） イベントがあったときなどは交通整理を頼むということですが、じゃあそれ以外は頼まないのかということになってしまうんですね。出入り口に相当の数が体育館利用者という

のは出てくると思います。できるだけ交通事故を防ぐというところから、もう一步踏み込んだ町の考えをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それからもう1つについては、駐車整備上のことについて、この身障者については、やさしいまちづくりで当然義務化されてますから、ここまでしなくてもおそらく設計の段階で入っていると思いますけども、いずれにしてもこれだけ入る、200台ということが入っていますけども、これらをどういうふうにスムーズに処分できるかということをやっぱり一番の課題ではないかと思えますけども、その辺の見解もお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 交通安全の配慮につきましては、関係各位とも今後協議して、そして関係課とも協議してまいりたいと考えております。

また、駐車場の誘導関係につきましては、一応センター関係のふれあいセンター等の入口等の対面等も含めまして、誘導的には一応案内の舗装でのそういう関係の部分ですね。案内関係の導線なども考えながら配慮していきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 安全については、十分考えられたほうがよろしいのではないかと。万が一、町に賠償請求などこないようにひとつ取り計らってもらいたいと思います。

それから、先ほどの踏切側も含めて入口設けるということですが、場合によっては小学校の近辺にあるように、時間帯は通れないよと。ずっとでなくて1時間なら1時間というような何かを設けるべき。ということは通学路ですから、その間については車はご遠慮くださいの考えもないと困るときが来るという気がしますが、その辺も含めてもう一度お伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君） 時間帯の通行につきましては、今後警察なりなんりの関係各課とも協議していきたいと考えております。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○生涯学習課長（島田龍郎君） 信号機の設置につきましては、公安委員会等のいろんな協議も必要でございますので、その辺も先ほどの答弁のとおり関係各位とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

5番。

○5番（若月芳則君） 質問いたします。

総務管理費で公共サイン整備事業で、これ1,000万円っております。1つは、具体的にどういう箇所に設置するのか。それを教えて欲しい。1,000万円の金額でありますから、先20番議員も、やっぱりいろんな思いがあるわけでありまして。同じ財布で、親父の財布を子供が、今あの金あんだらこいつに使ったらいいだろうとか、いろんな思いがあるわけでありまして、そういうことも含めてちょっと聞いておきたい。この公共サイン、看板ですね。これを大体具体的にどういうところに、どういう規模で設置するのか説明していただきたい。

もう1点、併せて今朝の新聞報道に、外国語表示をすれば、県は50%、要綱要領はまだ細部については言っておりませんが、補助しますと載っておりました。今そういう助成事業、そういうサインに対して事業をやるよと県は言っているわけです。そういうものを、まだ情報が来ていないかどうかわかりませんが、そういうものも内部を精査して、うまく使って一般財源に、来年度の一般財源等とかいろいろうまく使えるような、用途についてうまく使えるように努力してほしいと思いますが、その辺の絡みですね。将来的に見れば、いかに浪江町であっても外国語表示もあわせてやるような時代がきますから、そういうものは先見性を取ってやっぱりやっていくということが求められると思いますが、その辺は視野に入れているのかどうか、これをお聞きしたいと思っております。

以上ですね。それだけ教えて欲しい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それでは、お答え申し上げます。

常磐道の開通が今年の12月に相馬までの延伸が予想されておりました。浪江インターも開通されます。これを契機にしまして公共施設とか主要な観光施設に公共サインを整備するというふうなことでございます。設置箇所なんですけど、常磐自動車道の浪江インターから降りて114号に接続いたします。そこに県のほうでは、福島方面とか浪江方面というだけの表示の看板は出るみたいなんですけど、そこに具体的な町内の表示看板は設置を県ではしないというふうなお話がございますので、そこには大型の看板を考えております。さらに誘導サインなんですけど、浪江の公共施設や主要な観光地には、誘導的なサインはございません。すべてその施設のところにあるサイ

ンだけでございまして、誘導的なサインにはなっておりません。そういうことも含めまして、今回の常磐高速道の開通に合わせて、誘導的なサインを設置するという事で、大体8カ所程度したいと計画しております。ただ、具体的にはどこに設置するかということ、誘導サイン等の具体的な設置箇所については、今後観光施設の担当課とか公共施設担当課とかとその辺で集まって決めていきたいと考えております。

ただ、議員ご承知かどうかわからないのですが、現在商工会の50周年記念事業の一環といたしまして、町に1カ所誘導サインの寄贈の話がございまして、高瀬の常磐交通のところに商工会のほうで設置をいたしました。下地が青、紺に近い青ですが、そこに白字で誘導サインを設置しております、陶芸の杜おおぼりとか、いこいの村とか、丈六公園とか、ふれあいセンターとかいうふうなことでの誘導サインが1カ所設置してございます。そういうことで、誘導サインについては8カ所、大型看板については1カ所ないしは2カ所程度を予定したいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） いろんな国、県の助成制度については、現在も目を光らせてといたしますか、そういうものを大いに活用して一般財源の削減を図るということで現在もやっております。今後とも、そういう国、県の施策をうまく利用しながら町も進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼しました。答弁漏れました。

外国語の表示なんです、外国語表示は考えていきたいと考えております。そういうことで、高瀬に設置していただいた看板にも外国語表示も表示していただいたところでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 趣旨はわかります。ただ、やはりどこに設置すんだと。これは私ども一般町民も、例えばこれ1,000万円の金を使うんだと。看板をつくんだと。じゃあどこにつくんだという質問は同時的に出てくるんです。そのときに、私がおの代弁者として聞いたときに、どこに付けるかはまだ決まっていないくらいの感覚で1,000万円ぽんと取って、きめ細かなこの交付金という意見にもなってくるわけですよ。

したがって、これは意見になるかもしれませんが、やはり目的、
どういう意図でどういうことをやるんだという施策ですから、きち
っと答弁者は、やはり答えられるように。とりあえず一山なんぼで
1,000万円取って、あとどこか考えると。果たして皆さん、各先輩
議員も言っている、きめ細やかな緊急度のあるみんなの意向を考え
てやるべきじゃないかというときに、どこにやるかは今から考える
ようなことでは、やはりなかなか理解は得られない。今回は、私の
質問はこれで終わりますが、先ほど町長も各課長も、要するに今回
この金で取ったら、来年度の一般財源に余裕が出てくるんだという
答弁をしております。したがって来年度予算には、明確に今回の予
算措置の反対側といいますか、それがどういう形で反映されたのか。
きちっと3月の予算審議の中で、あのとき皆さんにご理解をいただ
いた部分が、ちゃんとここに現れているんだという答弁ができるよ
う期待して私の質問を終わります。

以上、了解です。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 若干皆さんの質問を聞きながら、疑問に思っ
た点をお話しします。

昨年は8,000万円ぐらい、この地域活性化交付金8,000万円ぐら
きたんだけど今回は4,000万円ぐらいしかこなかったという総務課
長のお話がありました。これについて、先ほど7番議員は、今預
かっている全体のというお話ですが、今回のこの資金について、こ
ういう資金がありますよというの当然国、県からきたんだと思いま
すが、もちろんこれ10月8日閣議決定。閣議決定ということは政令
ということになりますか。あったそのときに、本資金に該当させよ
うとして、要するに少なかったっていうのは、もっと多く申請した
んだろうというふうに思います。そういったものが、いくらぐら
いの金額を申請したと。承認されたのが去年の半分ぐらいになっ
ちゃったという答弁かなというふうに聞いておったんですが、それ
で正しいのかどうか。そして、もし申請したら申請、要するに8,000
万円ぐらいの申請をしたんだけど、承認されたのが今回4,000万
円前後の金額ですよということなのかどうか。

それからあと、先ほど町長さんが、平成22年10月8日閣議決定さ
れて、それから県または町ということで、申請するまでに時間が日
数がなかったというお話だったんですが、それも含めると、いつ頃
その申請、現在のOKもらったものが、申請の日がいつ頃だったの
か。まず日時の問題と、あと申請の中身の問題をお示しいただきた

いと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今回の地域活性化交付金でありますけれども、これは申請に基づいて額が確定するというものではありません。これは計算式がありまして財政力指数であるとか、内閣総理大臣が別に定める乗率、これらのなんていいますか係数をかけての交付ということで、これは国からの交付額の決定、額の決定がございます。その額に基づいてどういう事業に充てようかというようなことで事業の選定をしたものであります。したがって、この事業を申請して、その申請の中からどういう事業ということで県から決定があったということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

これは決定でありますけれども、確定的なこと今ちょっとあれですけれども、この事業をこういう事業に充てようかということで額が決まって、うちのほうで事業の決定をしたのが1月の半ば頃だったかと思っております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） そうすると細かい計算があって額が決定するというので、それに充当させることは本町の執行部の自由ということなんですね。それでそうなるこの政令、閣議決定分で4地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等々が大きな問題なってます。先ほどから問題になってますが、駐車場整備ということになれば社会資本整備なんだろうというふうに思います。そうすると（2）で社会資本整備、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援ということなんで、裏を見ると地域活性化につなげるような社会資本の整備ですよという内容であります。そうすると閣議、要するに各大臣さん達が閣議決定するにあたり考えたことは、若干現在、本地域がやろうとしている事業とは少しイメージが違うのではないかというふうに私も思います。

先ほど20番、あるいは7番議員からも言われておりましたが、地域住民の要望等々もありますでしょうし、時間が、額は細かい計算で出てくるわけですから、そうすると何をするかということでなかなか本町の施策決定について、計画性あるいは住民の目線、今住民が一体何を本当に困っているのか。そういうことを考えた場合に、使うお金というのは自然とそちらに回るべき。要するに、行政内部でそういった議論がなされていないということがはっきりするわけですね。課長は先ほど答弁で、交付金を使えば一般財源が、要するに入ってきた金ですから財政としては一つになりますよね。そうする

と、本来なら入ってこなければ一般財源が食い込むわけですよ。ところが入ってきたんだから、その分は一般財源が有効に活用されますよと言ったけども、逆も真なりなんですね。法の趣旨に則って、政令のものに則って考えた部分の政策を実行すれば、その分、新たな一般財源をそういうふうな施策に注ぎ込む必要ないわけですから。そうするとあちらに回せるという論法も成り立つわけですね。ですから、そのどうなのか。そういった今デフレ、あるいは非常に大変な困窮生活的なもの、あるいはもちろん社会資本整備、そういったものは、そういったものを解消するための社会資本整備に使ったらという趣旨なんです、その辺のあれは合致しているというふうにまず考えるかどうか、その辺。

それから、あと政策については、常に住民目線の上で、皆さんが庁議等々も月1回なり2回なりやられているんだと思いますが、その中で、今、本町が本町の住民が何を求めているかきちっと議論しているのかどうか、そのまず2点をお示してください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず事業でありますけれども、きめ細かな交付金、使い道がいろいろあるわけでありますけれども、これには合致しているものというふうには認識しております。

ただ、住民目線としてどうなのかということでございますけれども、ある程度平成23年度予算と合わせた考えをしたいというふうなことでありました。ですので、先ほど申しましたように1月の半ばに各行政区長さんとの意見交換会行いました。その中でいろんな要望が出てまいりましたので、それらについてはすぐ交付金を活用した事業ということで、なかなかすぐには予算化できないということで、それは平成23年度予算に反映させようというようなことで考えております。

したがいまして、これは22年度の今回の補正予算、23年度の当初予算ということで、これらをなんていいますか含めて考えていきたいということでの補正予算でございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 最後ですから、正直申しまして課長の答弁と私ども、あるいは議員各位の思いが若干ずれてると思います。事務方という表現が悪かったらお許してください。当然、事務のほうではそういった来年の予算から何かいろいろ考えなきゃならないという思いはあると思いますが、我々は全体の現況、今緊急に差し迫って農家が困っている、商店が困っている、その他、大水がゲリラ豪雨

等々が出てきますが、その中で水が必ずあふれる場所があると。そういったものに、きちっと目を向けているのかどうかという問題をお話ししているんです。確かに来年度予算をつくるんで、そういうのも考慮しながらおやりになってはおると思うんですが、この特別要するに交付金に関して、もう少し明るいとか前、将来に向けたものを我々は考えてしまったという部分があるのかなというふうに思うんで、追及はしません。追及はしませんが、若干のずれはあるということをご認識まずはされて、来年度の予算をしっかりとつくっていただきたいと思います。私のあれは答弁はいりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 残念ながら反対討論をせざるを得ません。同僚議員から多岐にわたる質疑が出たわけでありましてけれども、正直聞いて納得できる答弁はなかったというふうに言っても言いすぎではない補正予算の計上、補正に対する執行者側の説明であったというふうに言わざるを得ません。

一番の問題は、この交付金の目的は何であったのかということですよ。それは総務課長がたびたび答弁されていたように、交付金の目的に合致してるといふふうに言えるかもしれません。しかし、提案された中身を拾って問題を指摘したいと思うんですが、先ほども言いましたが、公共施設の案内板1,000万円です。今回の交付金そのうち900万円。それからふれあいセンターの自動ドア346万5,000円。ふれあいセンターだったかな。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○20番（馬場 績君） いこいの村なみえに自動ドアを設置すると346万5,000円、うち交付金が280万円。学校図書、別に私は学校図書充実に反対するものではありません。これが300万円、そのうち交付金が270万円。スポーツセンター外構工事、補正予算計上4,300万円、交付金3,200万円強。そうすると公共施設の案内板にしろ、自動ドア設置にしろ、スポーツセンター外構工事の問題にしろ、緊急性がある事業なんではないでしょうか。はからずも担当課長から答弁あったように、この工事については一般会計から事業費を投入する計画であったと。たまたまという言葉はありませんでしたけれども、今回の緊急交付金があったので、これを充当するということ。学校図書については、委員会でも資料説明ありましたけれども、小学校について

は高いところ、低いところはありませんけれども、標準達成率は高いところで荻野小181.2%、津島小学校102%という状況であります。ここにさらに今回の緊急交付金を充当して補正予算を組むということが、本当に目的に合致したものなのかどうか。しかも、実施計画にあるものを今回補正予算計上したということではありますが、今回の計画の中身を見る限り、緊急に必要性があるのかどうか。緊急性、緊急に重要性があるのかどうか。しかも実施計画の施策の具体化だというものの、今回の補正予算計上にあたって、全体との関係で、緊急性との関係で本当に計画性があるのかどうかという問題が問われる予算計上ではないかというふうに思います。しかも、緊急性が薄いというふうに判断せざるを得ない問題は、町長も、総務課長も、あるいは生涯学習課長も平成23年度の計画にあったもの。あるいは今回の補正予算計上は平成23年予算と合わせて考える、とこういう中身であります。とするならば緊急必要性、緊急重要性、それとの関係で計画的にこの施策が組まれたものであるのかどうかということが極めて問題だというふうに言わざるを得ません。

今言った中身と重複するかもしれませんが、一般会計で計画していたものを、今回の緊急きめ細かな交付金を充当するということは、私はこの交付金の目的に合致したものとは言い難い。先ほども一般質疑でやりましたように、これまで住民から要望されているもの、あるいは議会が求めてきたもの、一般質問で提案要望したもの、それは緊急に必要であったり、あるいは次年度予算に関係するものであったりしたものがあるかもしれませんが、思ったよりも少なかったという予算の中で、今回の予算計上は、少なかった予算にしては緊急性、計画性、必要性が問われる予算付けであります。今後の補正予算計上、交付金活用のあり方、ここが厳しく問われる問題であるということ指摘して、残念ながら今回の補正予算の計上には反対の態度を明らかにしておくものであります。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第1号 平成22年度浪江町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これより、議案第2号 平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号 工事請負契約の変更について（浪江町地域情報通信基盤整備工事）、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 3点ほどお尋ねをいたします。工事完了後の加入率はどういうふうになるのか。それから、未加入の理由についてはどういう理由なのか。変更別の金額に表した増減をお示しいただきたいというふうに思います。

以上お尋ねをいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それで工事完了後の加入率でございますが、ブロードバンドの加入率ということでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼しました。V-ONUですので、これは地デジのほうの加入率でございます。今回は378から376台に2台減ということです。申し込んだ方についてはすべて設置したということでございます。

未加入の理由ということなんですが、今回2件の減というのは本人から必要ありませんというふうなことでの辞退ということですので、要望あった件数についてはすべて引いたということでございます。

以上であります。

〔金額、変更の金額〕と呼ぶ者あり〕

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼しました。

それでは項目別の変更、これ諸経費入っていない額で申し訳ないんですが、説明させていただきます。V-ONUなんですが、2戸減ということで、これは5万4,000円の減となります。幹線の光ファイバーの幹線でございますが、幹線につきましては1,102メートルの減ということで80万4,000円。少芯系、地デジ関係ですが433メートルの減ということで31万6,000円の減。クロージャーが12個減で46万8,000円の減。融着なんですが、これは173カ所増となっております170万7,000円の増。誘導員については30人の増で23万7,000円。これは、いずれも諸経費が入っていない額となっております。

以上となっております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 地デジ対策としての光ファイバーという事業でありましたけれども、もちろんパソコンの光ファイバーケーブル接続という問題もありますが、今回のV-ONU設置で100%加入、要望に対して100%加入したということではありますが、本来必要な、本来必要なというとあれなんだけど、光ファイバーを引かないと地デジ対応にならない、いわゆるテレビ難民が出るという戸数との関係では、376世帯というのはどういうことになるのかお尋ねいたします。

併せて、そういう方々については、あくまでも本人申請だということで完結したことにするのかどうか。そこから派生する問題としては、地デジ難民はどの程度発生するのか。これを把握しているのかどうか。それに対する対策をどうするのかという問題があると思います。

それから、共聴施設についての進捗状況であります。これも何度か質問しております。それは今までの答弁だと完了しているということではありますが、共聴施設の事業費は10割、事業者も含めて10割公的負担ということだと思っております。その後の利用について、利用料はどのようになっていくのか。そのことについて、共聴施設を利用している人達との話し合いはどうなっているのか。あるいは町としては、どうするおつもりなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） まずV-ONU100%加入というふう

な答弁を申し上げました。本来の必要数ということなのですが、今回、地域情報通信基盤整備工事ということで光ファイバーでの地デジ対策につきましては、再三個人的な説明会を実施して個人的な折衝もしてきました。そういうふうな中での個人からの申請については、必要数についてはすべて設置するというふうな数値となっております。

ただ、議員お質しの地デジ難民ということだったんですが、現在この事業では難視聴地域ということで、俗に言う山麓線から西側の地区と、あと津島地区が対象ということでの整備となっております。そういうふうな中での整備をしたわけでございますが、実際のところ、山の陰とかそういうふうなところでテレビが見づらいところもあるんじゃないかという話も聞こえてはきます。そういうところにつきましては、総務省のほうに連絡をいたしまして、国での対策ということで高性能アンテナとかそういうふうな対策について相談があれば、さらにそういうふうなことでのPRもしております。ということで対策、対応していきたいと考えております。

また、共聴施設の整備状況なんですが、以前にも答弁したとおり工事はすべて完了しております。事業費につきましては、補助事業対応となっております。ただ、利用料そして保守料については個人負担というふうなことでお願いしているところでございます。特に保守料については大体500円から1,000円程度というところもあるというのも事実でございます。ただ、それらについての話し合いは今のところ計画はしていないというふうな状況であります。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今の答弁だとテレビ難視聴になるであろう地域も設定していると。ということは戸別調査もしているわけなのでテレビ難民がどの程度発生するかについては、明確な把握はしてないということになるわけですが。しかし、戸別調査というか調査のための予算も計上されたし、実際事業者が各戸訪問して調査をしております。それと今回の光ケーブル接続戸数を差し引けば、発生するであろうテレビ難民の戸数はどの程度になるかということは計算で出てくるのではないかというふうに思いますので、お答えをください。

それから共聴施設については、1カ月の利用料500円ぐらい、1カ月でしょ、これね。それでいいかどうかも確認しますけど。聞くところによると、共聴施設のその後の施設の維持管理が大変だというふうに聞いておったんですが、そういうふうな問題は発生しない

のかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） まず、難視聴の戸別調査なんですが、戸別調査はすべて今回の対象地域であります山麓線から西側の地区での調査となっております、そこでの調査なんですが。少々お待ちください。当初想定していた世帯なんですが、大体516世帯、最大で516世帯を予定してまして調査をいたしました。その中で、判定が1から5までの判定ということでいろいろ判定出まして、そういう中で410ということでの契約を進めていたわけなんですが、その410世帯の中にも、判定で見れるか見れないがぎりぎりな線があるということです。ただ、実際設置する中で個人からの調査の中では必要はないということで、最終的にこの数字になったというふうな内容であります。

なお、共聴施設の維持管理が大変であるということなんですが、子細についてはよくわかんないんですが、共聴施設そのものは地デジに改修しまして、比較的どこの共聴施設も新しい施設になっておりますので、通常の維持管理というのは月々維持経費としての500円とかそういうふうなこと程度だと思います。そういうふうな内容となっております。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 20番、ちょっとお待ちください。3回終わりました。

他に質疑ありませんか。

3番。

○3番（山本幸一郎君） お聞きします。このプロポーザル方式で見積もりしておきながら、光ファイバーの接続の箇所が増えたとか交通誘導員、それも積雪のために安全確保の誘導員の人数が増えた。このようなことの見積もり自分でしておきながらにもかかわらず、増加するというのはどういうような根本的な理由なんのでしょうか。今までに、雪で交通誘導員増えたから増額、はい、そうですよなどというようなことは聞いたことはないんですが、これ初めて、これから多くなるような入札方式かとは思いますが、このようなことは認めて、行政的には認めたからここに上がってきたとは思いますが、どのような経過何かはなかったのでしょうか。始めにお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 交通誘導員の増なんですが、ただいまの3番議員からお質しのとおり、通常土木工事とかそういう工事とも若干今回の光ファイバーケーブルの設置工事は違いまして、必ず

しも道路だけでの設置ではないんですが、設置箇所が山間地域が多いという状況がございます。例えば、小丸畑川地区とか津島地区とかいう中での設置という中で、今年の降雪が多いとかいう中での安全確保のための誘導員の増ということがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） ちょっと私の質問と回答は一致していないところはありますが。これ元々自分で設計して、値段等も、人数も、私達の設計で決められたものではないかと思っております。それなので、降雪時の交通誘導員30名増えた。じゃあこれからの公共事業に対して、これアクセス悪いときには30名よけいにかかったから増えるなんてことはあるということで理解してよろしいのでしょうか。そこちょっと私の認識とは異なります。この接続不良の箇所が増えたから値段が上がったのは少し納得いくところもありますが、元々自分で設計している図面を、自分で積算しているだけだと思うんですが、言われたがままに変更だといって減ったメーターは減ったんでしょうけれども、増えることがあるのに納得してよろしいのかなという、もう単純な疑問です。もう一度お願ひします。

○議長（吉田数博君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。光ファイバー整備設置の交通誘導員なんですが、通常の道路工事でありまして、1日当たりの施工料とかそういうものが定まっておるといふふうに承知しております。ただ、今回の光ファイバー敷設につきましては1日当たりの敷設料の基準が特に定まっていないということであらういふふうな変更が出てきたということであらうございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 最後なんで、もう一度言ひます。始めからそのようなことを配慮の上での見積もりかと思ひます。私なら30人ぐらゐの増減であれば経費で賄えることも可能だったかなと思ひんですが、そのようなお話は、言われたがままにじゃなくて調整したのかどうかも含めて再度お願ひします。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 工事につきましては、たびたび工程会議とかいろいろ会議を実施してありまして、その中でのある事業者との役場との話し合いの中での決めた内容となっております。ですから、お互いの話し合いの中での変更となっております。

以上であります。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 0時50分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 0時52分）

○議長（吉田数博君） 答弁。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼いたしました。事業者と役場との中での調整した中での、そういうふうな経費まで含めた調整した中での額ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

5番。

○5番（若月芳則君） 関連してですが、調整という言葉、これが理解できないということ1点。これについて解釈を説明していただきたい。

それから似たような類似町村が、やっぱりこの光ファイバーやってると思います。こういうことをほかの町村で、やはり調整という名のもとにみんな了解してこれと同じような了解というのが議案になっているのか、その辺ちょっと確認しているかどうかを教えてほしいと思う。

以上。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼いたしました。

先ほど調整という答弁いたしたんですが、これ事業者と私ども役場のほうでの工程会議とか、いろいろ会議の中での話し合い、話し合いというのも変なんです。会議の中での額となっております。

ただ、類似団体とかそういうところの調査等はいたしておりません。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） その工程とかそういうのはスポーツセンターだってなんだって工程とかなんかは調整これね、表現。金額は、これは調整なんてことは、私はど素人ですが私の最初山本議員が言ったことと同じ疑問を抱いておりました。果たして、本当に雪が降った

からって、なんぼでもこんな計画変更というか予算変更なんかできるわけです。それを調整という名のもとで議案となってくる。そういうことならば、やっぱり町民の代弁者として理解得られませんからちゃんとわかるように説明していただきたい。

以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼しました。先ほどから答弁しておりますとおり、金額調整については訂正をしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 0時55分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 0時58分）

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため時間が必要だということでございますので、ここで昼食休憩をはさんで今後運営をしたいと思っておりますので、ここで2時15分まで昼食休憩といたします。

（午後 0時58分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 2時15分）

○議長（吉田数博君） 11番、渡部貞信議員より、午後欠席する旨届け出がなされております。

答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 大変失礼いたしました。

それではお答え申し上げます。設計につきましては、東日本電信電話株式会社福島支店からの設計数量をもとに、財団法人福島市町村建設支援機構で数量を拾い直し積算しております。交通誘導員に関しましては、NTT東日本の設計数量ではなく電柱管の数に応じた標準設計によっております。今回に関しましては、工事区域が浪江町全域となるため、位置が確定しづらいという不確定な部分がありました。また、光ファイバーによる地上デジタル放送再送信の加入者が当初から特定されていなかったこともあり、標準設計からの差異が出てしまいました。よって、実績数による変更となったものであります。

なお、福島市町村支援機構に確認いたしましたところ、県内の他

自治体では、喜多方、柳津、塙、川内村で交通誘導員の変更をしているということでございました。

以上であります。

○議長（吉田数博君） 5番、よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

18番。

○18番（三瓶宝次君） 工事契約の変更に関する問題であります。ただいままでの質疑のやりとりを聞いておりますと、質問者に対する答弁、あるいは答弁に対する質疑について行き違い、いわゆるかみ合わない部分があって現在まで議論されてきたわけでありまして、今、ただいま説明ありましたけれども、今回の契約がどういう内容のものであったかということがお互いに確認できていれば、その食い違いも解決、あるいは納得いくのかなというふうな感じもしております。差し支えなければ契約内容がどうであったかを確認するために、契約書の写しなど提示して議論されればいかがかというふうに感じたものですから、この辺について取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 2時17分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 3時07分）

○議長（吉田数博君） 今、日程第5、議案第3号について質疑中ですが、若干の説明が必要だということで、3時15分より全員協議会を開催したいと思います。暫時休議をいたします。

（午後 3時07分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 4時30分）

○議長（吉田数博君） 質疑を続けます。

18番、質疑の継続を。

○18番（三瓶宝次君） それでは続けます。私のほうから、この工事についての当事者間の契約内容について、その提示を願いたいということでありました。それをもとに、この今回提案された変更の内容の項目についてお互いに確認しながら、いわゆる質疑をできるので

はないかと。そういうことでお互いのその契約の内容を承知した上で進めるべきだとかこういうふうな考え方で提案したわけですが、工事請負契約について出されてきたのは、一般的なプロポーザル契約に基づくものじゃなくて、一般的に町と請負業者の請負契約約款の資料で、第19条と24条に関わる問題だということでありました。私は、今回の契約に基づく資料を出してくれと言ったのは、この東日本との契約書の提示を申し出したわけでありまして、このプロポーザルの契約とこの一般的な契約とは相共通するものではないというふうに解釈いたしました。したがって、私はその6項目について、契約内容の変更の6項目について確認できる資料を求めたものであります。

結果として、その確認ができなかったということが今回はっきりいたしました。何回も説明を求めたわけですが、理解をできる回答は、答弁はありませんでした。

したがって、この案件については、納得できないことを申し上げておきたいと思えます。

52万7,000円の差額であります、これをどうしても町で契約変更によって支出しなければならないなんか理由があるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。

52万7,000円の差額をどうしてもということですが、この本事業につきましても、国の補助事業となっております。そういう中での数量を適切に把握しての変更契約となっておりますので、52万7,000円の支出が伴うものとなっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 18番。

○18番（三瓶宝次君） 支出を行っているという52万7,000円は、既に精算しているという解釈。

[何事か呼ぶ者あり]

○18番（三瓶宝次君） 私の聞き違い。どうなのでしょう。確認なんです。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 当然、変更契約まだ締結しておりませんので支出はしておりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 反対の討論をいたします。

本議案について、午前中から昼食休憩をはさんで全員協議会、今まで質疑をしてきたわけでありますが、この契約変更の根拠については、極めて不明確であるというのが反対理由の一つであります。

若干内容を申し上げますが、全員協議会でもいろんな角度から議論になりました。この変更理由、変更内容であります。例えば変更理由3番目の光ファイバーケーブルの単芯融着接続について、設置箇所が増えたと。そうすると、プロポーザル方式で積算しておきながら、設置箇所が増えたから増額というのは、それは町が負担すべきものではなくて実施設計にあたったN T T、あるいは積算にあたった県支援機構、ここのミスであるわけだから、そちらで責任を負うべきものではないのかと。変更内容によるとその部分については173カ所増えて、先ほどの説明では私の質問に答えたわけですが170万7,000円ほど増額になっている。これは契約変更を求めること自体がおかしいと、正当性がないということ。それから交通誘導員については、結果、雪のために誘導員が30人増えたと。じゃあ実際はどれだけかかったという質疑の中で1,080人の交通要員がかかったと。しかしこの変更内容によれば930人から960人、差し引き30人が増えたと。そうすると、今回の契約変更の中身は、別な言い方をすればどんぶり勘定、別な言い方をすれば精算方式なのか、出来高払いなのか、こういう質疑も出ました。しかし、そうではないという説明でありました。しかし、どんなに協議しようともある意味ではどんぶり勘定、ある意味では出来高払い、精算払いになっていると。こういう内容で契約変更の議決を求めること自体が問題であるというふうには言わざるを得ません。

それから、たった今質疑でもありましたけれども、どのような契約に基づくものなのかということで、これまで契約書、条項に基づいて議論を交わしたわけでありますが、今の質疑にもありましたように、設計図書の変更の理由にしたのは、町が一般的な契約において締結する契約書の第9条、設計図書の変更。それから請負代金の変更に関する条項、これは24条をもって変更できると、それをもって変更の根拠だというふうには言われたわけですがけれども、そもそもこの契約はプロポーザル方式による契約であります。これは一般入札における契約書であります。そのことは全員協議会でも確認をしました。とするならば、本案件による本事業による契約は別途結ん

でいるのかと言え、結局これだと説明されたわけですから。プロポーザル方式による契約書は結んでいないということで、いろんな追加要求をされた。I T Tの整備ということですから、私どもも待ち望んでいた事業ではありますけれども、こと今回の契約変更については、提案内容あるいは我々議会に対する説明、あるいは答弁、それは極めて曖昧模糊としていると。

反対理由の3つ目には、かかる問題が、こういう形で議会に提起されて議決を得れば、それで一件落着ということになれば、悪しき前例を残すということになると指摘せざるを得ないわけでありませぬ。

したがって、事業の必要性は100%理解するものでありますけれども、今回の契約変更の議案については納得しがたいと、こういうことを明確に申し上げて反対の討論にさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論を終わります。

これより、議案第3号 工事請負契約の変更について（浪江町地域情報通信基盤整備工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（吉田数博君） 起立少数であります。

よって、議案第3号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午後 4時44分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署 名 議 員 勝 山 一 美

署 名 議 員 三 瓶 宝 次

署 名 議 員 佐 々 木 英 夫